

## 「キャンプ体験+鹿島アントラーズ試合観戦ツアー」ご旅行条件書 (国内募集型企画旅行取引条件書)

※この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1. 企画旅行契約について

- (1) この旅行は、旅行企画・実施者の(一社)アントラーズホームタウンDMO(茨城県知事登録旅行業 2-654号)／茨城県鹿嶋市鉢形 1527-1／(一社)全国旅行業協会正会員(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行でお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、ホームページ(特設サイト)、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期について

- (1) 当企画特設サイト内の申込フォームより必要事項をご入力の上、指定期日までに旅行代金を当社指定口座までご入金ください。(旅行代金は「取消料」「違約料」の一部に充当いたします。)
- (2) 当企画の申込は、上記(1)に定める特設サイト内の申込フォームからのみ予約を受け付けます。(予約の時点では契約は成立しておりません。)
- (3) 旅行契約の成立時期は、当社にて申込フォーム内でご入力いただいた内容を確認の上、当社が契約の締結を承諾し、指定期日までに旅行代金を受理したときに旅行契約は成立いたします。
- (4) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任等に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。(契約書面は特設サイト内旅行概要、本旅行条件書等で構成されます。)
- (5) 本項(4)の契約書面に、確定された旅行日程又は集合場所等を記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(確定書面)を旅行開始日の前日までにお送りいたします。但し、お申し込みが旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお送りすることがあります。

### 3. お申込みの条件について

- (1) 満18歳未満のみで構成されるグループでのご参加はできません。
- (2) 満20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (3) 申込にあたり、お客様の年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする事があります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になられている方や心身に障害のある方、食物アレルギー、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて、当社からご案内申し上げます。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施の為に介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配する事ができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様の都合による日程中の別行動は原則としてできません。
- (7) 他の参加者または当該施設利用者に迷惑を及ぼし、旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、当社はお申し込みをお断りする場合があります。
- (8) 次に掲げる場合において、当社をご参加をお断りする場合があります。
  - ① お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ② お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ③ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

### 4. 旅行代金のお支払いについて

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって9日目にあたる日より前の当社指定期日までにお支払いください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって9日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、別途定める当社指定期日までにお支払いください。
- (2) 子供料金は、旅行開始当日を基準に満4歳以上12歳未満の方に適用いたします。

## 5. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送・当該施設の運賃、料金、宿泊料金、食事料金、観光料金、サービス料、消費税を含む諸税、旅行取扱料金
- (2) その他特設サイト内の旅行概要において、旅行代金に含まれる旨の表示をしたもの。
- (3) 本項(1)(2)の諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

## 6. 旅行代金に含まれないもの

第5項の他は参加費に含まれません。その一部を例示します。

- (1) クリーニング代、電報電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
- (2) ご自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費。

## 7. 旅行契約内容、旅行代金の変更について

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・当該施設のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地の変更等)その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑を図るためにやむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が関与し得ないものである理由等を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更する事があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより、旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃、または当該施設の利用料金の減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- (3) お客様のお申し出により旅行内容を変更される場合は別途所要費用をいただきます。

## 8. お客様の交替について

お客様は万が一の場合、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。その場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用として手数料(お一人様当たり¥11,000/税込)をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲渡された方が、この旅行に関する一切の権利および義務を継承することになります。なお、当社は交替をお断りする場合もあります。

## 9. 旅行契約の解除・払戻し(取消料・違約料)について

- (1) 旅行開始前の解除
  - ① お客様の解除権

- A) お客様は次に定める取消料をお支払いいただく事により、旅行契約を解除する事ができます。ただし、契約解除のお申し出は、営業時間内のみお受けいたします。
- B) お客様は次に掲げる場合においては、本項①A)の規定にかかわらず取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (ア) 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第14項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 第7項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・当該施設のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (エ) 当社が最終旅行日程表を第2項(5)に規定する期日までに、契約書面又は確定書面を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

【当企画旅行に関わる取消料】

契約解除の日	取消料(違約料)
*旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
①8日目に当たる日以前	無料
②7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
③旅行開始日の前日	旅行代金の40%
④旅行開始日の当日	旅行代金の50%
⑤旅行開始後(※)の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※上記表内の「旅行開始後」とは、添乗員又はその他係員による受付完了時を指します。

② 当社の解除権

当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- A) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- B) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めてきたとき。
- C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・当該施設のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- D) お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他参加条

件を満たしていないことが判明したとき。

- E) お客様が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

## (2) 旅行開始後の解除

### ① お客様による旅行契約の解除・払戻し

- A) お客様のご都合により旅行日程途中で解散された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- B) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面又は確定書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービスの提供に関わる部分の旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金のうち、当該不可能となった旅行サービスの提供に関わる金額をお客様に払戻します。
- ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該サービスに対する取消料、違約料その他支払い済み、またはこれからお支払いいただく費用に関わる金額を差し引いたものお客様に払戻いたします。

### ② 当社による旅行契約の解除・払戻し

- A) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合があります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する参加者に対する暴行または脅迫などにより当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・当該施設のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (エ) 第3項(8)のいずれかに該当することが判明したとき。
- B) 当社が本項②A)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- C) 本項②B)において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対する取消料、違約料、その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払戻します。

③ 旅行代金の払戻しについて

- A) 当社は、お客様に払戻すべき金額が発生した場合、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の会場による払戻しにあっては旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻いたします。
- B) 本項 A)の規定は、第12項(当社の責任)又は第13項(お客様の責任)で、規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

10. 当社の指示について

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示にしたがっていただきます。

11. 添乗員について

- (1) 当企画旅行には、当社または「らぼっぽなめがたファーマーズヴィレッジ」のスタッフが添乗員として帯同いたします。
- (2) 本項の業務を行う者は、都合により途中交替する場合があります。
- (3) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。なお労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解をお願いいたします。

12. 当社の責任について

- (1) 当社は企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、本項(1)の責任を負うものではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更又は中止
  - ② 運送・当該施設での事故もしくは火災又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更又は中止、及び損害
  - ③ 官公署の命令又は伝染病による隔離
  - ④ 自由行動中の事故
  - ⑤ 食中毒等、食品による事故
  - ⑥ 盗難

- ⑦ 運送機関の遅延、普通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた同項(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は過失がある場合を除きます。)とし賠償します。

### 13. お客様の責任について

- (1) お客様の故意又は過失により当社又は当該施設が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用しお客様の権利・業務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面又は確定書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した場合は、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は旅行開始後のお客様が、疫病、障害等により保護を要する状態にあると認めた場合、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

### 14. 旅程保証について

- (1) 旅行日程に次表に掲げる重要な変更が生じた場合、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。なお、当該変更について当社に第12項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・当該施設などの座席、その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合、変更補償金を支払います。)
    - (ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
    - (イ) 反乱
    - (ウ) 暴動
    - (エ) 欠航、不通休業など運送・当該施設の旅行サービスの中止
    - (オ) 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービス

の提供

(カ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

- ② 第9項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受ける事ができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

【変更補償金】

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容を確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容実際に提供された旅行サービスの内容との間に生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。



注3:③又は④に掲げる変更に係る運送機関の宿泊設備の利用を伴うものである場合には、1泊につき1件として取扱います。

注4:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:④又は⑥、⑦に掲げる変更が1乗車船など又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取扱います。

注6:⑧に掲げる変更については、①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用します。

## 15. 特別補償について

当社は第12項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより参加者様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来事故によってその生命、身体、又は手荷物の上に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。

但し、下記の各号に掲げる事由によって生じた傷害及び損害に対しては、変更補償金等を支払いません。

- ① お客様の故意に法令に反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
- ② スカイダイビング・ハングライダー等、軽量動力機搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるとき。
- ③ 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害。
- ④ 補償対象品の置忘れ又は紛失。
- ⑤ 当社は現金、小切手その他の有価証券、クレジットカード、クーポン券、パスポート、免許証、預金証書、貯金証書、各種データ、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

## 16. 国内旅行保険(任意)加入について

旅行中、病気やケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めいたします。

## 17. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・当該施設・保険会社の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な

範囲内で、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。  
このほか、当社では下記の場合にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。

- ① 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③ アンケートのお願い
- ④ 特典サービスの提供
- ⑤ 統計資料の作成

18. 事故などのお申し出について

ご旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに添乗員又は契約書面でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情が無くなり次第ご通知ください。

19. 募集型企画旅行契約の約款について

本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。お申込み、契約の内容に関して不明な点がございましたらお問い合わせください。

作成基準日:2020年9月